

自衛消防隊を含む火災時の活動マニュアル（消防計画抜粋）

第6章 火災に特有の応急対策的内容

第46条 火災発見時の通報連絡

- 1 火災の発見者は、直ちに警備室及び職場地区隊長へ連絡し、さらに周辺に火災を知らせなければならない。連絡を受けた警備員は、迅速に消防署へ通報する。ただし、緊急を要する火災・爆発及び救急の場合は、発見者が直ちに消防署へ通報する。
- 2 災害等で通常電話回線が不通の場合は、衛星電話で通報する。
- 3 衛星電話での通報も不通の場合、警備室警備員は周辺状況を勘案し、有効な交通手段により所轄の消防署へ急行し火災発生を通報するものとする。
- 4 消防署へは、所在地、名称、被害状況、「核燃料物質を扱っている管理区域内火災の有無」等を必ず通報しなければならない。
- 5 防災本部が設置された後の被害状況及び活動進展状況は、防災本部本部長指示のもと、警備室より消防署へ都度連絡、通報する。



#### 第 47 条 火災発生時の社内放送

- 1 火災の連絡を受けた警備員は、警備室の社内放送設備により、直ちに火災発生場所、及び火災発生場所区域周辺の従業員等の避難の一斉放送を実施しなければならない。又、併せて防災本部員及び自衛消防組織員を社内放送により招集しなければならない。
- 2 夜間・休日の場合等、社外にいる防災本部員及び自衛消防組織員は、緊急招集システムにより召集する。

#### 第 48 条 初期消火の対応

- 1 火災の発見者は、初期消火が可能な場合は、周囲の職場地区隊員等に協力を求め直ちに近くにある消火器、大型消火器及び移動式粉末消火器等を有効かつ適切に使用して初期消火を実施する。
- 2 火災区域近傍の設備機器の電源を遮断し停止操作を実施する。

#### 第 49 条 火災拡大への対応

- 1 火災拡大へは、原則防護隊の出動を以って対応するが、防護隊が到着するまでの間は、職場地区隊長の指揮により職場地区隊初期消火班が対応す

る。なお、防護隊の出動に関しては、第44条（防護隊の出動）によるものとする。

- 2 防護隊は公設消防隊が到着するまでの間、防災本部の決定に従い、所有する消火資機材を有効に使用して、火災拡大を防止する。
- 3 防護隊消火小隊及び職場地区隊初期消火班は、必要に応じて排煙口の操作を行うとともに逃げ遅れた者がいなことを確認した後、防火戸、防火シャッター、防火ダンパー等を閉鎖し、火災の拡大防止にあたるものとする。
- 4 出火階の防火戸及び防火シャッターは、他の階に優先して閉鎖するものとする。
- 5 自動閉鎖式の防火戸及び防火シャッターであっても、原則として自動閉鎖を待つことなく、手動で閉鎖するものとする。
- 6 火災区域の空調設備は、火、煙等がダクト内に流入し、拡散等の危険性が拡大するので、原則として停止させることとする。

## 第50条 火災による防災本部の設置

- 1 GNF-J敷地内で火災が発生した場合、管理権原者は、防災本部を設置し、防災本部本部長として指揮を執る。

- 2 防災本部員の招集は、社内一斉放送により行い、防災本部設置の知らせを受けた各要員は防災本部及び指定された場所に集合する。なお、夜間・休日の場合は、緊急招集システムにより招集するものとする。
- 3 防護隊は、上記社内放送を受けた時点で、防護隊活動を開始するものとし、各隊員は装備を整え所定の場所に集合する。

#### 第 51 条 火災発生時の関係機関への連絡

- 1 防災本部連絡責任者は、「異常・非常時社内外連絡体制及び通報内容」の社外連絡体制に従い、社外関係機関へ連絡する。

#### 第 52 条 マスコミ及び地域住民対応

- 1 マスコミ及び地域住民対応に関しては、防災本部広報班が対応するものとする。

#### 第 53 条 火災発生時の避難の開始

- 1 防災本部本部長は、火災が発生した場合、防災本部の決定に基づき、構内従業員等を安全に避難又は待機させるための指示を行う。この指示に基づき従業員等は避難を開始する。

- 2 休日・夜間で防災本部本部長が不在の場合には、シフトマネージャーが代行し、構内従業員等を安全に緊急避難させるための指示を行う。この指示に基づき従業員等は避難を開始する。
- 3 行政機関等から避難命令があった場合、防災本部本部長はその避難命令に従い、速やかに防災本部警備・誘導班に構内従業員等を避難・誘導をさせる。

#### 第 54 条 火災発生時の避難命令の伝達

- 1 避難に関する命令伝達は、社内一斉放送で行う。災害時要援護者（視聴覚障害者等）に対しては、伝令等の直接避難命令で行う。

#### 第 55 条 火災発生時の避難誘導等

- 1 火災発生時は、各職場地区隊長の判断又は警備室からの避難一斉放送により、以下手順に従って避難する。ただし、身近に危険が迫った場合は自主的に避難する。
  - (1) 従業員等は、二次災害発生防止のため設備・機器の電源等を可能な限り遮断する。

- (2) 職場地区隊長は、従業員等を落ち着かせるとともに、避難場所や避難場所までの経路等の安全を確認してから、避難順路又は最寄りの避難口より避難させる。
- (3) 避難に際しては、可能な限り帽子やヘルメットを着用し、室内では走らず避難する。
- (4) 職場地区隊避難誘導班は、指定された避難場所に避難してきた従業員等の避難状況及び負傷者の有無を確認し、職場地区隊長に報告する。建物内に逃げ遅れた者があるときは、職場地区隊長経由で防災本部に救助を要請すること。
- (5) 防災本部又は防護隊へ参集した従業員は、防災本部員として人員の確認を行う。
- (6) 従業員等は、危険解除の社内放送があるまでは災害発生場所へ立ち入りしてはならない。

## 第 56 条 火災発生時の広域避難場所への避難

- 1 防災本部は火災発生後の構内及び周辺の火災延焼状況を判断し、従業員等の身体に危険が切迫しているときは、地域防災計画に定める広域避難場所へ避難誘導する。

- 2 広域避難場所は、次に掲げる広域避難場所とする。
- 3 神奈川県立横須賀南高等学校（横須賀市佐原4丁目）
- 4 避難する際は、原則として車両等を使用せず全員徒歩とする。
- 5 防護隊警備小隊が、拡声器、メガホン等を活用して避難誘導する。避難の際には先頭と最後尾に職場地区隊避難誘導班員を配置する。

#### 第57条 エレベーターの使用制限

- 1 火災発生時は、避難等でエレベーターを使用してはならない。

#### 第58条 避難施設・建物損壊への対応

- 1 防災本部本部長は、総合操作盤、ITV周辺監視モニター、工場内監視モニター等からの情報、防護隊情報小隊及び職場地区隊からの被害情報等を総合的に判断し、安全な避難経路の選定を行う。
  - (1) 職場地区隊長は、職場地区隊安全防護班員に担当区域内の避難口、廊下、避難階段等の防火戸、防火シャッターの開閉状況を確認させ、安全な避難経路を選定するとともに防災本部に通報する。
  - (2) 防災本部本部長は、防火戸、防火シャッターの開閉等の機能障害を把握した場合は、速やかに代替の避難経路を選定し職場地区隊長に指示する。

- (3) スプリンクラー設備等の自動消火設備が作動しない場合は、周囲の人の協力を求めて、消火器、大型消火器、移動式粉末消火器及び屋外消火栓等を有効かつ適切に使用して消火にあたる。

## 第 59 条 火災発生時の救出救護活動

- 1 救出救護活動は、迅速、かつ、効率的に行う必要があり、防護隊救護小隊が主体となっていく。
- 2 防護隊隊長は、救出活動に際し、人手が不足する場合は、他の小隊から応援を派遣するとともに、周囲の人に協力を要請する。
- 3 防護隊救護小隊は、救出した負傷者を G N F - J 応急救護所へ搬送する。被災状況により医療機関へ搬送する。
- 4 防護隊救護小隊は、救出した場所、救出した時間等を記入したカードを救出した人に掲示し、救護活動を行う。

## 第 60 条 火災発生時の救出救護の原則

- 1 火災発生場所での救出活動は、原則として火災を制圧してから救出活動にあたる。



- 2 救出の優先順位は、人命の危険が切迫している人から救出し、多数の要救助者がいる場合は、救出作業が容易な人を優先して多くの被災者を救出する。
- 3 救出活動では、要救助者及び救出作業者の安全を確保するための監視員を配置し、二次災害の発生防止に努める。
- 4 救出作業では、不測の事態に備えて消火器や水バケツ等を準備する。
- 5 救出活動でエンジンカッター等の機材を使用する場合は、取扱訓練を受けた防護隊隊員が担当する。

#### 第 61 条 火災発生時の救護所の設置

- 1 防護隊救護小隊は、早期に応急救護所を設置する。
- 2 応急救護所は、消防ポンプ車車庫前に設置するものとするが、火災による被害状況等により、他の場所に設置する場合には避難等の障害とならない場所に設置する。
- 3 防護隊救護小隊は、負傷者の応急手当を行う。
- 4 警備員、又は防護隊救護小隊は、負傷者の負傷状況に応じて消防署へ通報し、医療機関等への負傷者の搬送を依頼する。

- 5 防護隊隊長、又は防護隊救護小隊隊長は、公設消防救急隊による搬送が期待できない場合の搬送手順、搬送経路等を選定する。

## 第 62 条 消防隊への情報提供

- 1 防災本部本部長又は防護隊隊長は、公設消防隊到着時に火災を発見したときの状況、延焼状況及び逃げ遅れ者の有無等を公設消防隊指揮者へ説明する。
- 2 管理区域内火災の場合には、防災本部本部長又は防護隊隊長は、公設消防隊指揮者へ環境中の放射性物質濃度の状況を説明するとともに、公設消防隊員に対する保護具の着用、直読型ポケット線量計着用を指示する。